

三重県建設工事複数監督員制運営要領

(目的)

第1条 監督員の体制には、複数監督員制と単数監督員制があり、本県では単数監督員制が多く用いられてきた。しかし、従来にも増して、良質、安全かつ適切な施工が求められることから、監督員の体制の強化と経験の少ない監督員の指導・育成を図るため本要領を定め、工事（測量、調査、設計業務委託を除く）の円滑かつ適正な執行を確保することを目的として複数監督員制を導入するものとする。

(対象工事)

第2条 複数監督員制は次に掲げる工事を対象とする。

- 1) 当初契約金額が2,500万円以上の請負工事。
 - 2) 前号に該当しない工事にあっても、所長等（本庁にあっては課長を、又地域機関にあっては所長をいう。）が必要と認める工事。
- 2 上記以外は、単数監督員制とする。

(監督員の体制)

第3条 複数監督員制とは、監督員を複数任命するもので、3名体制（総括監督員、主任監督員、専任監督員を配置するもの）を標準とするが、状況に応じて2名体制（総括監督員と主任兼専任監督員又は、総括兼主任監督員と専任監督員を配置するもの）とすることができる。

ただし、特段の理由がある請負工事は、単数監督員制とすることができる。

- 2 単数監督員制とは、監督員を1名任命するものとする。
- 3 複数監督員制及び単数監督員制ともに監督業務の修得又は監督員補助を目的として補助監督員を置くことができる。

(監督員の定義)

第4条 この要領で「監督員」とは、三重県建設工事執行要領第2条（8）及び建設工事請負契約書の条項第9条に規定する監督員をいい、複数監督員制の場合は「総括監督員」、「主任監督員」、「専任監督員」及び「補助監督員」を総称する。また、単数監督員制の場合は「監督員」及び「補助監督員」を総称する。

(監督員の業務分担)

第5条 監督員は、「三重県建設工事監督要領（平成12年3月21日公推第114号）」に定める業務を行うものとする。

- 2 複数監督員制の標準的な業務分担は、別表1に掲げるとおりとする。
- 3 単数監督員制の業務分担は、別表2に掲げるとおりとする。

(監督員の任命等)

第6条 複数監督員制の場合は、工事の契約ごとに所長等は次の基準により複数の監督員を任命するものとする。ただし、職員数等の理由により、本項の規定によらないことができる。

- 1) 総括監督員には、本庁の班長、係長、主幹又は主査、地域機関の課長、課長代理、主幹又は主査の職にある者を任命する。
 - 2) 主任監督員には、本庁の班長、係長、主幹、主査又は技師、地域機関の課長、課長代理、主幹、主査又は技師の職にある者を任命する。
 - 3) 専任監督員には、本庁の係長、主幹、主査又は技師、地域機関の課長代理、主幹、主査又は技師の職にある者を任命する。
- 2 単数監督員制の場合は、工事の契約ごとに所長等は次の基準により監督員を任命するものとする。ただし、職員数等の理由により、本項の規定によらないことができる。
- 1) 監督員には、本庁の係長、主幹、主査又は技師、地域機関の課長代理、主幹、主査又は技師の職にある者を任命する。
- 3 工事の契約ごとに必要に応じて所長等は、補助監督員を任命するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成15年9月1日以降、契約に係る工事について適用する。
- 2 この要領は、平成19年10月1日に一部改訂し、適用する。
- 3 この要領は、平成25年4月1日に一部改訂し、適用する。
- 4 この要領は、令和2年8月1日に一部改訂し、適用する。

監督員の業務分担

複数監督員制

別表1(第5条関係)

区 分		業 務 の 内 容
監 督 員	総括監督員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主任監督員及び専任監督員の指揮監督並びに指導・育成。 2. 補助監督員の指導・育成。
	主任監督員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専任監督員の指導・育成。 2. 三重県建設工事監督要領の第3条(平成12年3月21日 公推第114号)(以下、「要領」という。)に規定する「1. 契約の履行の確保(11)所長等への報告(ただし、7)部分払い請求時の出来高の審査及び報告は除く。)」。 3. 要領に規定する「3. 円滑な施工の確保」。 4. 要領に規定する「4. その他(3)事故等に対する措置」。 5. 補助監督員の指導・育成。
	専任監督員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要領に規定する「1. 契約の履行の確保(ただし、主任監督員の業務に属するものは除く。)」。 2. 要領に規定する「2. 施工状況の確認」。 3. 要領に規定する「4. その他(ただし、主任監督員の業務に属するものは除く。)」。 4. 主任監督員の業務の一部を主任監督員の指示に従って(指導を受け)行う。 5. 補助監督員の指導・育成。
	補助監督員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主任監督員及び専任監督員の業務の一部を主任監督員及び専任監督員の指示に従って(指導を受け)行う。

単数監督員制

別表2(第5条関係)

区 分		業 務 の 内 容
監 督 員	監督員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三重県建設工事監督要領の第3条(平成12年3月21日 公推第114号)(以下、「要領」という。)に規定する「1. 契約の履行の確保」。 2. 要領に規定する「2. 施工状況の確認」。 3. 要領に規定する「3. 円滑な施工の確保」。 4. 要領に規定する「4. その他」。 5. 補助監督員の指導・育成。
	補助監督員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監督員の業務の一部を監督員の指示に従って(指導を受け)行う。

三重県建設工事複数監督員制運営要領（参考資料）

1. 任命の基準（複数監督員制）

職		総括監督員	主任監督員	専任監督員
本庁	地域機関			
班長	課長	○	○	×
係長	課長代理	○	○	○
主幹	主幹	○	○	○
主査	主査	○	○	○
技師	技師	×	○	○

複数監督員制における上位の監督員の職は、下位の監督員の職より上位または同等が望ましい。

任命の基準を満たしたうえで、総括監督員と主任監督員、または主任監督員と専任監督員の兼務はできる。

（班長・課長が主任監督員と**専任監督員**を兼務、技師が**総括監督員**と主任監督員を兼務することはできない。）

2. 任命の基準（単数監督員制）

職		監督員
本庁	地域機関	
班長	課長	×
係長	課長代理	○
主幹	主幹	○
主査	主査	○
技師	技師	○

3. 任命の基準（例外）

職員数等の理由により、上記1・2の任命の基準によらないことができる。